

相続土地国庫帰属制度における森林の帰属状況 ～制度開始から2年半を経て～

中部森林管理局 東濃森林管理署 森林情報管理官 ○大脇 敬之 おおわき たかゆき

要旨

相続土地国庫帰属制度は、相続等により宅地や田畑、森林などの土地の所有権を相続した人が一定の要件を満たした場合に土地を手放して国庫に帰属させることができる制度として令和5年4月に運用が始まりました。制度開始以来、東濃森林管理署では令和7年12月までの約2年半で、中部局管内の出先機関のうち最多の13件の森林が帰属されていることから、当署における帰属の状況と今後の課題等を紹介します。

はじめに

東濃森林管理署は岐阜県の南東部、中津川市^{なかつがわ}に位置し、周辺の7市町を管内としています。

主な国有林は管内の東側、長野県との県境に面して所在し、それに合わせて森林事務所が立地しています。また、地域の特徴として「名古屋方面との深い経済的なつながり」を挙げることができます。管内の西寄りの地域は名古屋の通勤圏に位置し、名古屋のベッドタウンとしても発展してきました。また、東部の恵那市や中津川市は名古屋近郊からのアクセスの良さから名古屋の奥座敷としても親しまれてきました。

1 東濃森林管理署管内における国庫帰属森林の状況

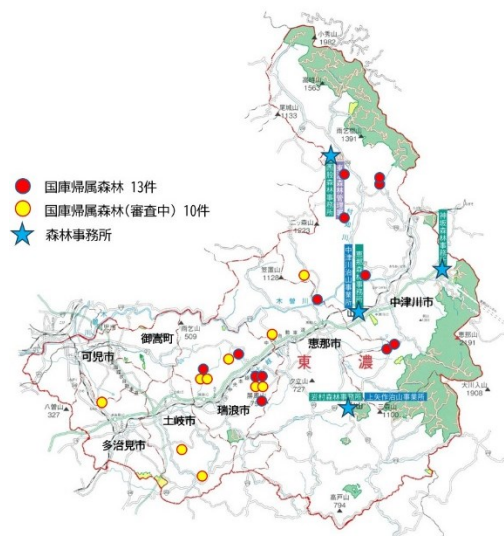
(1) 国庫帰属森林一覧及び所在状況

令和7年12月現在、東濃署管内では13件の国庫帰属森林（以下「帰属森林」という。）が帰属され、このほか審査中の物件10件を含む23件が、管内東西に広く所在しています（表1、図1）。

（表1：東濃署管内 国庫帰属森林一覧）

No.	市町村	地積(m ²)	被相続人 取得年・原因	被相続人 住所	申請受付 年月日	承認 年月日	森林 事務所
1	中津川市	333	S46・売買	名古屋市	R5.5.10	R5.10.24	西股
2	中津川市	331	S47・売買	京都市	R5.7.10	R6.3.26	西股
3	中津川市	200	S47・売買	名古屋市	R6.1.4	R6.5.23	恵那
4	瑞浪市	286	S54・売買	名古屋市	R6.1.9	R6.5.29	岩村
5	中津川市	180	S47・売買	名古屋市	R6.5.21	R7.2.25	恵那
6	中津川市	398	S48・売買	愛知県大府市	R6.6.12	R7.4.7	恵那
7	瑞浪市	516	S47・売買	名古屋市	R6.3.27	R7.5.8	岩村
8	瑞浪市	437	S47・売買	名古屋市	R6.6.5	R7.8.1	岩村
9	瑞浪市	259	S48・売買	名古屋市	R6.6.5	R7.8.1	岩村
10	中津川市	332	S48・売買	名古屋市	R6.6.5	R7.8.1	恵那
11	瑞浪市	331	不明	不明	R7.1.14	R7.8.18	岩村
12	中津川市	400	S47・売買	名古屋市	R6.12.3	R7.11.25	西股
13	中津川市	289	S47・売買	愛知県北名古屋市	R6.12.4	R7.11.25	西股

令和7年12月26日時点 承認年月日順

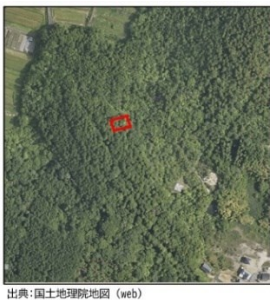


（図1：国庫帰属森林所在状況）

(2) 事例の紹介

実際に帰属された物件1件を紹介します。航空写真からは農村集落内でよく見られる里山のようなのですが、白地図から森林内に管理用道路が設けられていることが確認できます。更に公図からは、帰属森林を含め周辺は小規模な区画に分筆された分譲地であることが分かります（図2）。

承認申請時の現地調査の結果、申請地から隣接土地への危険木が確認されましたが、その後申請者が危険木の伐採等を実施したことにより国庫への帰属が承認されました（写真1）。



出典：国土地理院地図（web）



出典：国土地理院地図（web）



（図2：帰属森林 所在箇所）



（写真1：隣接土地への越境木）
（R6.10現地調査）

（3）帰属森林の特徴

前述の事例を含めた現地の状況や各物件の土地情報等から、東濃署管内の帰属森林には次のような特徴が挙げられます。「①別荘等の宅地として分筆」、「②面積が100坪程度（平均330平方メートル）」、「③昭和40年代に分譲（平均S47年）」、「④当初取得者の多くが名古屋市在住（13件中9件）」

これらの特徴から、昭和47年に発表された「日本列島改造論」に象徴される開発ブームや地価の上昇を背景に東濃署管内では多くの森林が別荘として開発され、都市部の人を中心に分譲されていたことが分かりました。

2 帰属後の課題

次に、森林が帰属されたのちの課題について考察し4点にまとめました。

（1）巡視等の負担の増加

帰属森林は年1回以上の巡視、おおむね5年ごとの境界の明示が規定され、それに付随して境界刈払い、危険木等の確認作業も発生します。また、進入路があっても管理不全で通行できないケースもあり車両でのアクセスが困難な場所もあります。面積の割に作業等が多く、今後の帰属件数増加に対する負担の増加が懸念されま



（写真2：進入路への倒木）

（2）管理事務の負担の増加

帰属1件ごとに前所有者・関係自治体への通知、所有権移転登記、森林管理簿・国有財産台帳の作成等の事務負担が発生します。

（3）業務地の広域化

現在の国有林野と帰属森林の所在エリアが異なるため、帰属件数の増加により業務地の広域化が進み、各帰属森林への移動に多くの時間が割かれています（図3）。

また、それぞれの所在位置が分かり難いこともあり、当署ではGoogle Earthを利用した位置情報を職員間で共有する取組を行っています（図4）。



（図3：事業地の広域化（岩村森林事務所））

(4) 危険木対応の増加

帰属森林は、帰属前の管理が行き届いていないことも多く、帰属後に隣接土地への危険木の増加が懸念されます。帰属承認時に危険と判断される立木が存する場合、審査庁（法務局）を通じて申請者側に伐採等の対応を促しますが、「将来の危険木」は不承認要件と判断されないため、帰属後一定年数を経過したのちに危険木が発生することが懸念されます（写真3）。



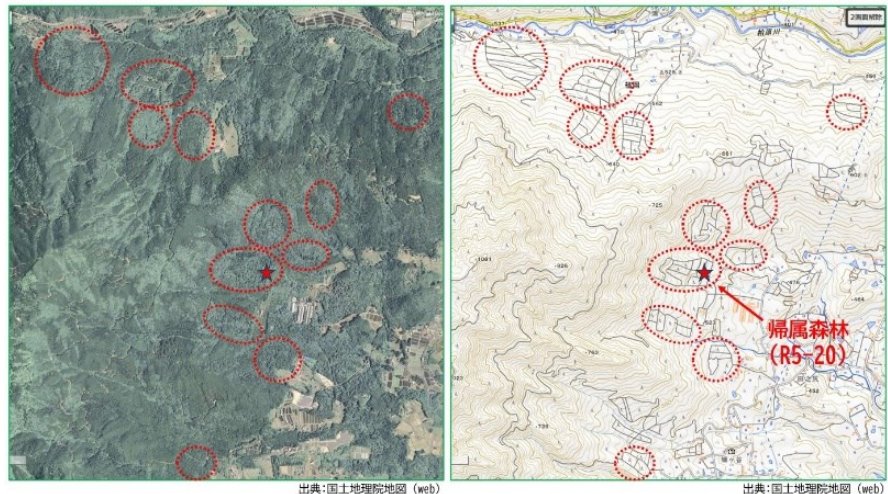
(図4 : Google Earthを利用した位置情報管理)



(写真3 : 管理不全の状況)

3 東濃署管内における今後の帰属予測

今後も東濃署では帰属森林の増加が予測されます。その要因として、「①人口減少・少子高齢化の加速による土地需要の低下」が続くこと、「②地籍調査事業の拡大」により境界が明確になり、大規模物件を含め森林の帰属が進むこと、「③地域の特性」として当署管内には多くの分譲地が存在することが挙げられます（図5）。



(図5 : 分譲地の可能性がある森林(中津川市))

4 おわりに

この業務を担当して感じたことをまとめました。

一つ目は、「帰属後の管理の労力・費用を意識する」ということです。帰属後は国が全ての管理責任を負うこととなります。したがって、将来にわたる過大な労力・費用が生じないように、審査時の実地調査では帰属後の管理を意識し、危険が予見される箇所をよく見定めることが重要です。

二つ目は、「将来の件数・業務量の増加への懸念」です。帰属件数と業務量は年々確実に増加します。今でこそ件数は少ないのですが、将来に備えた管理体制整備の検討が必要です。

最後に、相続土地国庫帰属制度は少子高齢化や土地需要の低下といった社会課題とも深くかかわった業務であり「社会からの関心や期待が高まっている」ということを念頭に、使命感・責任感を持って業務と向き合うことが重要だと考えます。